

令和6年度鹿児島市船舶局車両誘導等業務委託仕様書

この仕様書は、委託業務の遂行上必要と認める業務で、契約上合理的な範囲内のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても、信義に従って誠実に実施しなければならない。

1 委託業務の内容

(1) 鹿児島港における業務

- ア ターミナル及び構内の保安業務（帰宅困難者等の対応含む）
- イ 人道橋及び可動橋の操作
- ウ 旅客及び車両の誘導
- エ 貸切船等の利用者が駐車するスペースの駐車場整理（待機レーン内等）
- オ 利用者への対応（高齢者や車椅子のお客様対応）
- カ 電話対応（19時00分から7時30分までの乗船券発売所窓口閉鎖時間帯は操作員が対応）
- キ 電報・文書・小荷物等の收受保管
- ク 施設（エスカレーター・エレベーター・照明及び空調設備等）の故障等における連絡（鹿児島地域振興局との連携）
- ケ 緊急対応管理規程に基づく対応の補助
- コ 警備日誌による報告
- サ 簡易な業務の取り次ぎ及び処理
- シ その他、船舶局が指示する事項

(2) 桜島港における業務

- ア ターミナル及び構内の保安業務（帰宅困難者等の対応含む）
- イ 人道橋及び可動橋の操作
- ウ 旅客及び車両の誘導並びに改札業務
- エ 利用者への対応（高齢者や車椅子のお客様対応）
- オ 電話対応（19時00分から7時30分までの乗船券発売所窓口閉鎖時間帯は改札員が対応）
- カ 電報・文書・小荷物等の收受保管
- キ 施設（エスカレーター・エレベーター・照明及び空調設備等）の故障等における連絡（船舶局総務課経理係との連携）
- ク 4階展望デッキの開閉
- ケ 緊急対応管理規程に基づく対応の補助
- コ 警備日誌による報告
- サ 簡易な業務の取り次ぎ及び処理
- シ その他、船舶局が指示する事項

2 実施要領

別冊安全管理規程及び作業基準、作業要領、業務マニュアルによる。

3 作業員の名簿提出

受注者は、業務に従事する作業員の数、氏名、年齢、経験年数、労働時間及び勤務表を発注者に契約締結後速やかに提出し承認を受けなければならない。

4 責任者及び陸上作業指揮者等の選任

(1) 責任者の選任

受注者は、本業務従事者の中から業務の管理監督を行う責任者及び両港にそれぞれ1名陸上作業指揮者を選任し、発注者に契約締結後速やかに書面で報告しなければならない。

(2) 責任者の責務

責任者は、自ら受託業務に当たるとともに、次の責務を負うものとする。

- ① 業務従事者の指揮監督の総括をすると共に、鹿児島市船舶局安全管理規程第8条に定める運航管理補助者の業務を行うものとし、発注者に対して業務従事者を代表する。
- ② 発注者が受注者に指示する事項は、遅滞なく両港の陸上作業指揮者を通じ全業務従事者に周知徹底させるとともに、直ちにこれを実施させること。
- ③ 責任者が不在のときは、陸上作業指揮者に責任者の職務を代行させること。

(3) 陸上作業指揮者の責務

陸上作業指揮者は、自ら受託業務に当たるとともに、次の責務を負うものとする。

- ① 各港の業務従事者を指揮監督するとともに、各港の業務従事者を代表する。
- ② 発注者が緊急に指示する事項は、直ちに全業務従事者に周知徹底し、これを実施させること。
- ③ 陸上作業指揮者が不在のときは、あらかじめ受託者の選任した代理者に代行させること。

5 業務の遂行について

業務の遂行においては、作業要領に定めるもののほか、次の点に留意すること。

- (1) 両港に交通誘導警備員の有資格者を配置すること。
- (2) 業務の遂行に必要な技術及び経験を有する者を配置すること。特に、人道橋・可動橋機械操作に従事する者や、やむを得ず未経験者を配置する場合については、十分な訓練を経て従事させること。
- (3) 年1回全ての業務従事者に対する安全教育・接遇の研修を実施し、その結果を発注者に報告すること。
- (4) 常に言語態度に留意し、フェリー利用者に不快の念を与えないこと。
- (5) ターミナル待合所内の帰宅困難者等に対し必要に応じて退去指示を行うこと。
- (6) 待合所内及び構内の夜間照明の点検操作を行うこと。
- (7) 桜島港料金徴収所周辺・両港ターミナル内及び周辺、両港乗船券発売所内の盗難及び事故の発生を警戒し、防止に努めること。
- (8) その他事故防止等に万全を期すこと。
- (9) 施設に破損又は不備等を発見したときは、速やかに発注者に報告すること。
- (10) 火災、盗難及び事故等の予防に万全を期し、巡回時においては窓、扉等施錠及び火気点検を徹底すること。

(11) 事故・故障等の発生の際は、すぐに発注者に連絡すること。

6 緊急時の対応

(1) 火災、事故及びその他の非常事態発生時においては、直ちに初期消火活動等必要な措置をとるとともに、発注者に速やかに報告し、その指示を受けること。連絡先は以下の通り。

- ・ 8時30分から17時15分 船舶局営業課業務係
- ・ 17時15分から8時30分 船舶局営業課業務係長

なお、警察、消防への連絡はこの限りではない。状況に応じて判断すること。

(2) 別途、書面にて詳細を報告すること。

7 業務従事者の監理監督

受注者は、鹿児島市船舶事業管理者（以下「発注者」という。）から業務上の指摘のあった者に対して、適切な指導、教育等必要な措置を講ずるものとする。

8 業務従事者の服装等

受注者は、業務従事者に対して、常に制服を着用させ、名札をフェリーの利用者から見えやすい位置に着用させなければならない。ただし、発注者において必要があるときは、協議して定める服装を着用する。

9 一般的事項

(1) 業務報告に係る報告書の様式は発注者において定めた様式とする。

(2) 受注者は、業務従事者に対して契約書、仕様書、作業要領、鹿児島市船舶局契約規程、関係法令等に定められた事項、その他業務の遂行上必要な事項を熟知させ又は指導をしなければならない。

(3) 受注者は、警備員控室として桜島港フェリーターミナル3階の一部を発注者の許可を得て使用できるものとする。この場合、行政財産使用許可条件を遵守することとし、電気使用量に応じた電気使用料を毎月支払うものとする。ただし、使用する期間が1か月に満たない場合は、鹿児島市船舶局企業用財産規程に基づき別途計算する。また、警備員控室は禁煙とし、一切の火気の取扱いはできないものとする。

(4) この仕様書に記載のない事項で、発注者が管理運営上必要があると認める事項については、受注者は、発注者の指示に従い適正に処理しなければならない。

10 保険

本業を実施するにあたり損害賠償保険に加入し、その保険証書の写しを提出すること。

受注者が支払うべき損害賠償の最高限度額は、次のとおりとする。

(1) 身体上の障害については、被害者1名につき2億円とし、一事故につき10億円とする。

(2) 財物上の損害については、一事故につき10億円とする。

11 経費の負担

(1) 発注者の負担する経費

この業務に係る管理機器に関する費用及びその消耗品

(2) 受注者の負担する経費

ア 警棒、懐中電灯、携帯用無線機その他業務遂行上必要な装具等経費

イ 業務従事者に係る被服費、人件費等

ウ 消耗品費その他業務遂行上必要経費

エ 受注者に因る管理機器への損害に伴う補修経費